

令和2年5月15日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
総 務 部 長 細 美 健	経 営 企 画 部 長 宮 脇 有 子
地 域 振 興 部 長 中 原 み どり	市 民 部 長 上 谷 一 巳
福 祉 保 健 部 長 牧 原 英 敏	子 育 て 支 援 部 長 松 長 真 由 美
市 民 病 院 部 長 片 岡 光 子	産 業 振 興 部 長 中 廣 晋
事 務 部 長 坂 井 泰 司	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
建 設 部 長 川 村 道 典	水 道 局 長 明 賀 浩 富
危 機 管 理 監 甲 斐 和 彦	教 育 長 松 村 智 由
教 育 次 長 桑 田 秀 剛	監 査 事 務 局 長 新 田 泉
総 務 課 長	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 明 賀 克 博
議 事 係 長 坂 田 保 彦	政 務 調 査 係 長 石 田 和 也
政 務 調 査 主 任 中 田 秋 子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第 1 号)		
第 1		仮議席の指定 (決定)
第 2		議長選挙 (当選・新家良和)
議 事 日 程 (第 2 号)		
第 1		議席の指定 (決定)
第 2		会期の決定 (18日間)
第 3		副議長選挙 (当選・山村恵美子)
第 4		常任委員の選任 (決定)
第 5		議会運営委員の選任 (決定)
第 6		備北地区消防組合議会議員選挙 (当選)
第 7		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 (当選)
第 8	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例等の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市都市計画税条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) (承認)
	報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例の一部を改正する条例) (承認)

	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）（承認）
第 9	議案第65号	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 10	議案第66号 議案第67号	令和2年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
第 11	議案第68号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第 12	議案第69号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 13		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について
第 14		議長の常任委員辞任について（許可）
追加日程	議案第70号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）

令和2年第1回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和2年5月15日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		仮議席の指定…………… 7
第 2		議長選挙…………… 7

令和2年第1回三次市議会臨時会議事日程（第2号）

（令和2年5月15日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の指定	10
第 2		会期の決定（18日間）	10
第 3		副議長の選挙	10
第 4		常任委員の選任	12
第 5		議会運営委員の選任	13
第 6		備北地区消防組合議会議員の選挙	13
第 7		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	14
第 8	報 2	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）	16
	報 3	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	16
	報 4	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	16
	報 5	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	17
	報 6	専決処分の承認を求めることについて（三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	17
	報 7	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）	17
	報 8	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	17
	第 9	議 65	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
第 10	議 66	令和2年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）	22
	議 67	令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）	22

第 11	議 68	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて…………… 26
第 12	議 69	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて…………… 27
第 13		議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査に ついて…………… 28
第 14		議長の常任委員辞任について…………… 28
追加日程	議 70	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて…………… 28

○臨時議長（新家良和君） ただいま紹介されました新家良和でございます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○臨時議長（新家良和君） ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（新家良和君） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 1分——

——再開 午前10時16分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（大森俊和君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（大森俊和君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大森俊和君） ただいまの出席議員数は24名であります。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大森俊和君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前へ進み、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（明賀克博君） それでは、議長選挙の投票を実施いたします。お名前をお呼びいたしますので、順次投票をお願いいたします。

重信議員、山田議員、増田議員、徳岡議員、掛田議員、中原議員、月橋議員、伊藤議員、山村議員、宍戸議員、新田議員、藤岡議員、横光議員、鈴木議員、黒木議員、藤井議員、弓掛議員、保実議員、竹原議員、齊木議員、杉原議員、新家議員、小田議員、大森臨時議長、お願いたします。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（大森俊和君） 投票漏れはございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大森俊和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に弓掛議員及び藤岡議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

○臨時議長（大森俊和君） 開票結果をいただきました。選挙の結果を御報告申します。

投票総数24票であります。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 24票

無効投票 0票

有効投票中

竹原議員 12票

新家議員 12票

得票数が同数でございますので、引き続きまして、くじにより当選人を決定いたします。

くじ引は、次のとおり行います。

まず、くじを引く順番を決めるくじ引を期順年齢順に行います。その後に当選人を決定するくじ引を行います。

竹原議員、新家議員、前にお進みください。

それでは、最初にくじの順番を決めるくじ引を行います。

竹原議員、新家議員の順番でくじ引をお願いします。

〔くじを引く〕

○臨時議長（大森俊和君） それでは、くじを引く順番が決定いたしましたので、報告を申し上げます。

まず、初めに竹原議員、次に新家議員であります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじ引を行います。

それでは、両議員のくじ引をお願いします。

〔くじを引く〕

○臨時議長（大森俊和君） それでは、立候補者は自席にお戻りください。

それでは、当選者の発表を行います。

新家良和議員が当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。



立会人は自席にお戻りください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（大森俊和君） ただいま議長に当選されました新家議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔議長 新家良和君 登壇〕

○議長（新家良和君） ただいま議長選挙で新しい議長に就任させていただき新家良和でございます。今、皆さんも御覧になったように、12対12の同数ということで、大変厳しい選挙結果を受けて、身の引き締まる思いでございますと同時に、責任を痛感しておるところでございます。

所信の一端で申し上げましたように、開かれた議会、市民に信頼される議会をめざしながら、また、現下の三次市の厳しい財政状況も踏まえながら、執行部には議会からの提言活動もしっかりとさせていただき、まさに議会と行政が一体となって新しい三次づくり、そして、議会としても、一生懸命議会改革を進めてまいりたいと、その中でできるだけ皆さんとの対話、協議も進めていき、執行部との意思疎通もしっかり取りながら、市民の福祉の向上に議会としても寄与できるように頑張っていく所存でございます。

改めまして、皆様方の御協力を申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（大森俊和君） 議長が決まりましたので、以上で臨時議長の職務は終了いたしました。よって、議長と交代をいたします。御協力、誠にありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（新家良和君） 会派代表者会議を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

会派代表者は601会議室へ御参集願います。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時38分——

——再開 午前11時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名者として、重信議員及び山田議員を指名いたします。

この際、一言申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、三次市内ではクラスター感染が発生し、多数の方が感染されました。罹患された方の回復を心からお祈りするとともに、保健所等の対応につきまして、厚くお礼を申し上げます。

そして、医療、介護に従事されている皆様方には、最前線で自身の危険も顧みず、私たちの生命と健康を守るため、昼夜を分かたず御尽力されておられることに深い感謝と敬意を申し上げます。次第であります。

また、市民の皆様には、営業自粛や外出自粛が要請され、様々な不安が増大していく中で、

日々御尽力されておりますことに対し、一日も早い事態の収拾を祈るとともに、市議会としましても、最善で迅速な判断等、市民の負託に応えられるよう努力してまいる所存です。

なお、本日の臨時会は、新型コロナウイルス感染症予防として、出席者のマスク着用と、マスク着用での発言、換気のため議場入り口と排煙窓の開放、進行状況を見ながら休憩を取り、進行してまいりたいと思います。

また、三次市議会では、地球温暖化防止、省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議席の指定

○議長（新家良和君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、既に配付の議席表のとおり議長において指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から6月1日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定しました。

全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 3分——

——再開 午前11時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 副議長の選挙

○議長（新家良和君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（新家良和君） ただいまの出席議員数は24人であります。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（新家良和君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前へ進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（明賀克博君） それでは、副議長選挙の投票を実施いたします。お名前をお呼びいたしますので、順次投票をお願いしたいと思います。

重信議員、山田議員、増田議員、徳岡議員、掛田議員、中原議員、月橋議員、伊藤議員、山村議員、宍戸議員、新田議員、藤岡議員、横光議員、鈴木議員、黒木議員、藤井議員、弓掛議員、保実議員、大森議員、竹原議員、齊木議員、杉原議員、小田議員、新家議長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（新家良和君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に鈴木議員及び新田議員を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（新家良和君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 24票

無効投票 0票

有効投票中

山村議員 13票

杉原議員 11票

以上のおおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第4号の規定により6票であります。

よって、山村議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場開鎖〕

○議長（新家良和君） ただいま副議長に当選されました山村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 山村恵美子君 登壇〕

○副議長（山村恵美子君） ただいま三次市議会副議長選挙におきまして、副議長に席をいただきました山村恵美子でございます。

厳しい三次市の現状を、これから私ども三次市議会が一丸となってお支えして、市民の皆様が本当に住んでよかった三次になるよう、しっかりと尽力しながら、そして議会運営も、議会改革の名の下、さらに進めていきたいと思ひます。何よりも新家議長の補佐役として、しっかりとお支えできる副議長であるよう、しっかりと研さんを積みながら、前に前にと進んでまいりたいと思ひます。

車の両輪である市議会と市、決して交わることはございませんが、それぞれの方向を見定め、同じ方向性を持って進まなければ、この両輪は分散してしまいます。決してそういうことのない三次市であるよう、私自身も戒めながら、しっかりと三次市として、ワンチームとして進んでいきたいと思ひます。どうか皆様の御協力と御理解のほどをよろしく賜りまして、今後、私も精進したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございます。

○議長（新家良和君） 自席へお戻りください。

この際、暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時30分——

——再開 午後 2時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員の選任

○議長（新家良和君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に大森議員、小田議員、齊木議員、山村議員、横光議員、伊藤議員、藤岡議員、中原議員の8人を、教育民生常任委員に宍戸議員、鈴木議員、黒木議員、弓掛議員、藤井議員、新田議員、徳岡議員、増田議員の8人を、産業建設常任委員に竹原議員、保実議員、杉原議員、重信議員、掛田議員、月橋議員、山田議員と私、新家良和の8人を、広報広聴常任委員に保実議員、横光議員、藤井議員、新田議員、徳岡議員、月橋議員、中原議員、山田議員の8人をそれぞれ指名したいと思います。予算決算常任委員には、議長を除く全議員の23人を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定

しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議会運営委員の選任

○議長（新家良和君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、大森議員、小田議員、宍戸議員、齊木議員、横光議員、伊藤議員、黒木議員、藤井議員、藤岡議員、掛田議員の10人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いします。

各委員会の正副委員長の互選などのため、この際、暫時休憩いたします。

予算決算常任委員会はこの議場で行います。予算決算常任委員会終了後、各常任委員会及び議会運営委員会をお願いします。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時 3分——

——再開 午後 3時45分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際、御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に大森議員、副委員長に齊木議員、教育民生常任委員会委員長に鈴木議員、副委員長に黒木議員、産業建設常任委員会委員長に保実議員、副委員長に杉原議員、広報広聴常任委員長に藤井議員、副委員長に新田議員、予算決算常任委員長に宍戸議員、副委員長に弓掛議員、議会運営委員会委員長に横光議員、副委員長に伊藤議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 備北地区消防組合議会議員の選挙

○議長（新家良和君） 日程第6、これより備北地区消防組合議会議員9名の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

備北地区消防組合議会議員に保実議員、鈴木議員、横光議員、弓掛議員、新田議員、徳岡議員、月橋議員、増田議員、中原議員、以上9人を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました保実議員、鈴木議員、横光議員、弓掛議員、新田議員、徳岡議員、月橋議員、増田議員、中原議員を備北地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員が備北地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま備北地区消防組合議会議員に当選されました9人の議員に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(新家良和君) 日程第7、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、鈴木議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました鈴木議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、鈴木議員が後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に当選されました。

ここで福岡市長から挨拶をしたい旨、申出がありましたので、この際これを許します。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 臨時議会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

改選後の初議会であります令和2年第1回の三次市議会臨時会におきまして、新たな議会構成が決まりました。

改めまして、去る4月12日執行の三次市議会議員一般選挙におきまして、市民の皆様の信頼と大きな期待を受けて御当選されました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げたいと思っております。また先ほど、新家議長並びに山村副議長におかれましては、御就任誠にありがとうございます。

選挙を通じまして市民の皆様から寄せられた意見や思いを基に御活躍されますことを期待するとともに、執行部といたしまして、市議会と連携を取りつつ、市政の発展と市民福祉向上のため、共に尽力してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策について、国内の感染者数が減少傾向となる中、昨日、国は広島県を含む39県で緊急事態宣言を解除いたしました。本市におきましても、これまで45名の患者が確認をされておりますけれども、5月になってからは新たな患者の発生は確認されておられません。これは、国の緊急事態宣言や県の緊急事態措置等を踏まえた市民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力、そして最前線の現場で奮闘されておられる医療機関、福祉施設等の関係者の懸命な御尽力によるものと受け止めておりまして、改めて心から感謝申し上げます。

本日も正午にフライデーオベーションがありまして、医療関係者、介護関係者の皆さんに拍手をもって感謝の気持ちを表させていただきました。と同時に、やはりこれまで市民の皆さんや事業者の皆さん、本当に多くの皆さんに御協力をいただく中で、感染拡大防止に多大な協力をいただいておりますことに対しても、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいというふうに思います。

この間、感染症対策のために市内外の個人、団体の皆様から、マスクや医療用品など、多くの御寄附をいただいております。さらに寄附金のお申出も相次いでおりまして、今般、ふるさと納税におきまして、感染症防止対策・支援に関する事業を目的とした寄附受付を開始したところでもあります。心温まる御支援に深く感謝いたし、感染症対策に有効に活用させていただき

たいと考えております。

現在のところ、本市では5月7日に開催いたしました対策本部会議におきまして、本市が人口規模以上に比較して突出して感染者が多い状況を踏まえると、県内他市町よりも安全確認を徹底することが適切と考えられること、ゴールデンウィークから2週間程度は新たな感染等がないことを確認することが適切であると考えられることの2つの観点から、美術館及び博物館等については5月20日から供用開始することといたしております。

また、市立小・中学校につきましては、広島県教育委員会の方針等を踏まえまして、市教育委員会におきまして検討を行い、児童生徒の学習機会を確保するため、5月18日月曜日から29日まで、分散登校を実施することといたしております。

一方で、長引く行動自粛に加え、4月22日からの県の休業要請によりまして、多くの事業者の皆様は大変な苦境に直面しておられることから、足元の経済を支え、市民の暮らしを守る取組の速やかな実施が必要というふうに考えております。そのために、本日の市議会臨時議会においては、総額約56億8,400万円の補正予算を提案させていただくこととしております。

この補正予算につきましては、特別定額給付金など、国や県の給付金、補助金に加えまして、市独自の支援策として、市民への生活支援を目的とした三次市子育て応援金、中小事業者への支援を目的とした、売上げが減少した事業者に対する事業者支援給付金等を新たに創設するなど、市民に最も身近な基礎自治体として、市民、事業者の皆様へ寄り添った対策を実行していくための経費を計上しておりまして、市議会の御承認をいただいた後、迅速にそれぞれの施策を実行してまいりたいというふうに考えております。

その一環といたしまして、商工観光課をみよしまちづくりセンターに移転し、職員6名を増員することによりまして、中小事業者の相談窓口である商工観光課の体制を拡充して、事業者支援給付金を始めとする感染症対策事業の相談や受付に迅速に対応する予定といたしております。

私たちの命と暮らしを守り、この難局を乗り越えていくために、市民の皆様と一丸となって全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本臨時会には、報告7件、議案6件を提出させていただいております。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げまして、行政報告並びに挨拶と代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）**

**報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）**

**報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**



報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（新家良和君） 日程第8、報告第2号から報告第8号までの専決処分の承認を求めることについて、報告7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第2号から報告第8号までの報告7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、個人住民税では、単身児童扶養者に係る扶養控除申告書の記載事項の変更等について、固定資産税では、登記名義人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収上の必要事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者課税制度の拡大について規定するほか、引用条項及び字句の整理を行おうとするものであります。

次に、報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、固定資産税の課税標準の特例を列挙する法律の規定の一部が削られたことに伴う引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条

第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を、医療分につき61万円から63万円に、介護分につき16万円から17万円に拡大し、減額の対象となる所得の基準を、5割減額の場合61万円から61万5,000円に、2割減額の場合84万円から85万円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同年4月27日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給に伴う所要の規定の整備等であります。

次に、報告第6号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、広島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金支給に関する条例及び規則の改正を行うことに並行し、その申請の受付事務が三次市において行えるよう条例を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月27日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その内容は、本市において行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加しようとするものであります。

次に、報告第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響を緩和するため、一定の基準を満たす軽自動車の環境性能割軽減措置を半年延長するほか、設備投資に関わる中小企業者を対象とした固定資産税の特例措置の拡充について定めようとするものであります。

最後に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付をもって専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、地方税法に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が新たに規定されたことに伴い、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例を定めた都市計画税条例の附則の文言を整理するものであります。

以上、報告7件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑をお願いします。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 報告第2号の専決処分、三次市税条例等の一部を改正する条例、この中で所在不明者の土地についての課税ができるようになるというところがあるというふうに説明があったと思うんですけども、現在、三次市の中で所在不明の土地に課せられるであろう固定資産税の額、それから、この条例が施行されることによって、どこまでこれが解消できるのかと。所有者あるいは使用者に課税ができるというふうに改正になる、創設されるという内容のようなんですけども、このことでどれだけ解消が見込めるのかというところの見込みがあれば、御説明願いたいというふうに思います。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 上谷市民部長。

○市民部長（上谷一巳君） 今回新たに、いわゆる使用者、それから所在不明の、所在不明者の所有する使用者について課税をするという改正がなされたところなんですけども、本市においては、今のところはありません。全て、免税点以上のものにつきましては賦課しているという状況でございます。

ただ、所有者が異なる場合は、納税代理人として設定をさせていただきまして、本人を通知した上で告知をさせていただいていると、こういう状況でございます。

○議長（新家良和君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告7件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号ほか報告6件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより報告第2号ほか報告6件を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号ほか報告6件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第8号までの報告7件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第65号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第9、議案第65号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第65号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第65号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等が改正されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、令和2年度における低所得者の第1号被保険者の介護保険料について、第1段階から第3段階の保険料の軽減強化を行い、保険料の基準額に対する保険料率を国の標準割合と同様とするよう改めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第65号の介護保険条例の一部を改正する条例（案）ですが、この減額による影響額がどの程度あるのかということと、これは、今説明があったように国の基準額に対する標準割合と同様とするということとありますが、これは三次市で独自に減額することとはできないんですか。併せてお尋ねしたい。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長（牧原英敏君） まず、三次市独自の減額でございますけども、これはももとの

介護保険事業計画で定めさせていただいている料率に対しましてのことになりますので、今回は消費税の増税に伴う国の上位法の改正に伴う改正ということで、御理解をいただきたいと思っております。

また、全体の影響額について、申し訳ございません、全体につきましては資料のほうを持ち合わせておりませんが、例えば1人当たりで言えば、年額で、第1段階の方が1人当たり1万4,700円程度の減額、これはもともとの介護保険事業計画で定める第1段階の方です。第2段階の方が同じく1万4,700円程度の減額、第3段階の方が3,686円程度の減額となっております。この差額につきましては、消費税を財源とした国からの財源ということになります。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 税率が上がったわけで、その税率に見合った減額なのかということと、上位法でありますから、それに逆らって、地方が自分のところで幾分か減額をするということができるのではないかなと思うんですが、その辺り、どうなんでしょうか。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) 減額につきましては、先ほども申させてもらいましたように、あくまで今回は消費税の関係ということでの御理解をお願いしたいと思います。市独自でできるかできないかということになりましたら、これはできないことではないとは思いますが、改正が必要でございますが、今回については国の法律の改正ということでございます。

このたびの消費税率の引上げが2%程度でございますけれども、今回の第1段階の方の、まず保険料率が、もともと基準額というのがありますけれども、これの0.5であったものを0.3にしますので、2割程度、ですから消費税増税分よりかなり多い減額となっております。第2段階におきましても同程度、0.75が0.5までということです。消費税増税以上の減額になっているというふうに判断しております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員会の付託を省略することに決定しました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第66号 令和2年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)

議案第67号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(案)

○議長(新家良和君) 日程第10、議案第66号令和2年度三次市一般会計補正予算(第2号)

(案)及び議案第67号令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第66号及び議案第67号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に議案第66号令和2年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、56億8,416万4,000円を追加し、補正後の総額を422億8,416万4,000円にしようとするものであります。

本補正は新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

その補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、特別定額給付金給付事業51億7,162万1,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業1億3,831万7,000円など、合わせて53億2,402万7,000円を追加。

民生費は、生活困窮者住居確保給付金656万4,000円、介護保険居宅サービス事業所等支援金1,000万円、合わせて1,656万4,000円を追加。

商工費は、事業者支援給付金1億5,000万円、広島県感染拡大防止協力支援金の市負担金6,345万円など、合わせて3億203万円を追加。

教育費は、学校給食用食材購入費用等補助金154万3,000円を追加。

予備費は、新型コロナウイルス感染症への緊急対応及び今後の不測の事態に備えるため、4,000万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金51億6,000万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金6,510万円を追加するなど、合わせて52億7,430万円を追加。

基金繰入金は、財政調整基金繰入金4億986万4,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、過年災害農業施設復旧事業について入札不調となった、ため池復旧事業について、標準工期を確保する必要があるため、令和3年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第67号令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の総額を55億8,874万4,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、傷病手当金100万円を追加しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 補正予算で、繰越明許で、ため池2件の繰越しで、令和3年度までということではありますが、地元の話を聞けば、このため池をなかなか改修していただけないから田植もできんし農作業もできんということを言われて、ずっと言われてきて、早く改修してほしいということでありましたが、業者がおらんとか、入札不調ということではありますが、農地の保全のための何か、工事ができんのんなら、農地保全のための何か、施策というのを考えにやいけんのんじゃないかと思いますが、その辺り、どういうふうに災害に対しての考え方をお持ちなのか、1点お聞きしたいと思います。

それから、財政調整基金の繰入れを行って、これは大変いいことだと思いますが、あと、これを支出したら、財政調整基金に幾ら残るんでしょうか。まだまだ、この前もあったように、独り親世帯などの困窮があると、早くしてほしいという意見も様々もらっていますが、財政調整基金の活用でその辺りも、また第2次、第3次の補正をしていただきたいという要望もありますが、財政調整基金が無尽蔵にあるわけじゃないので、その辺りのところも勘案しながら、あと幾らあるんかと、それから、その活用がまだまだどの程度できるのか、分かればお教えいただければと思います。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣産業振興部長。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 今回、繰越しをお願いさせていただいておりますため池の関係でございますが、今現在、事業者との調整を一定程度行っており、仮契約に向けて、今、業者と調整をしているところでございます。

そして、なかなか工事がスムーズにできていないといったところで、農地の保全といった対策でございますが、所有者において、していただくのもありますが、そういったところで国の制度、中山間でありますとか、農地・水・環境のそういった制度も有効に活用していただきながら保全に努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、早期の工事発注に向けて今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

○総務部長(細美 健君) 私のほうより財政調整基金の残高について御説明申し上げます。

現在繰り入れました4億986万4,000円を繰り入れますと、その後の財政調整基金残高が19億2,400万円程度になるものでございます。今後、議員おっしゃいましたように、まだまだ対策のほうは必要かと感じておりますので、こちらのほうに活用してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 財政調整基金のことは分かりました。ぜひとも大いに活用して、市民生活が安定するように、ぜひとも議会も一緒になって提言をしていかないけんのかなというふうに思っています。

農地の保全ですが、今のいろんな補助金がありますが、それではなかなかええことになりよらんという話ですよ。もうやめにゃいけんというようなことも聞かせてもらってますので、本当にすぐにでも対策を打って、ため池の改修というのをせにゃいけんので、誰の責任ならというてよく言われるんですが、行政の責任でもないんですが、業者がなかなか見つからないということはあると思いますが、何とかその辺りのところの努力をしていただいて、ため池の改修と農地の保全をセットでぜひとも取り組んでいただきたいという、これは要望ですので、よろしくをお願いします。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はありませんか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) 議案第66号令和2年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)のところで、歳出、総務費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費について、1点質問させていただきます。

この中で三次市子育て応援金というものがございます。この三次市子育て応援金は、子育て世代に応援金といたしまして、子供1人当たり1万円を給付するものというふうに説明を受けております。今回、この子供1人当たり1万円という金額の設定の理由というものを、ぜひお尋ねしたいところでございます。

他市の例におかれましては、1世帯当たり5万円など、金額にばらつきがあります。今回、



三次の独自施策でございますので、なぜ1人当たり1万円という設定が三次市としていいものになるというふうに判断されたのか、その理由をお聞かせください。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長(松長真由美君) このたびの市の独自の給付金として、三次市子育て応援金として出ているものにつきましては、コロナウイルスの影響によりまして、小学校、中学校等の休校、また、保育所のほうにおきましても自粛の要請に応じていただいたということで、これらの方々が自宅において、光熱水費も併せて、いろいろなところで負担が増えているということにつきましての応援金ということになっておりますので、世帯当たりというのではなくて、1人当たりの金額として1万円というふうに定めたところです。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) 今回、1人当たり1万円ということであつたんですけれども、もちろん2万円でもいいわけです。3万円でもいいわけです。なぜ1万円というところで設定したのかという理由なんですけれども、三次市としてかかる生活費がおおよそ1万円ぐらいかかるだろうというところで、今回、1人当たり1万円というふうに設定したという理解のほうでよろしいでしょうか。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長(松長真由美君) 市の独自のものではなくて国の給付金、子育て世帯への臨時特別給付金におきましても、同様の理由で1万円という金額が子供1人当たりに出しております。市といたしましては、国の給付金だけでは、1万円ではこれは不足するということで、これに上乘せするという形でもって1万円、つまり合計でいえば2万円というところが適当なところであろうかというふうに考えました。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はありませんか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 一般会計の補正予算の件で1点お尋ねをしたいと思います、今回のコロナウイルス感染症対策の関係で会計年度任用職員をお願いするということでございますが、短期が6人で通常が8人と、14名の増員ということになりますけれども、これは、期間は大体、何か月程度でこの対応ができるのかということで、何か月分の予算を補正されているのか、お伺いをいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

○総務部長(細美 健君) それでは、先ほどの会計年度任用職員の給料に関する見込みでございますけれども、まず総務一般管理経費のほうにつきましては、5人の6か月、半年で計算をさ

せていただいております。

それから、同じく総務費の中の特別定額給付金給付事業経費、こちらのほうにも会計年度任用職員、計上させていただいております、こちらのほうが6人、3か月で計上させていただいております。

それから、給料のほうになりますけど、フルタイムでございます。フルタイムのほうが2人の3か月で計上させていただいております。それから、子育て世代への、先ほどございました臨時特別給付金のほうにもフルタイムが1人、6か月で計上させていただいております。

以上になろうかと思えます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) コロナウイルスの対応ということで、これからいろんな面があると思いますけども、6か月で収拾するかどうかというのは、やっぱりいろんな報道機関の調査を見ると、1年あるいは3年というようなこともございますので、十分に気をつけて頑張っていたきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第66号及び議案第67号を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号及び議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第68号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(新家良和君) 日程第11、議案第68号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第68号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第68号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員、藤原博巳氏の任期が令和2年5月13日をもって満了したことに伴い、新たに藤井皇治郎氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(新家良和君) 本案は先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号はこれに同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第69号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長(新家良和君) 日程第12、議案第69号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第69号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第69号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市監査委員、升本美知子氏の任期が令和2年6月29日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き三次市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本案は先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号はこれに同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について

○議長（新家良和君） 日程第13、議会運営委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会へ、1、議会の日程に関する事項、1、議会の運営に関する事項、1、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、1、議長の諮問に関する事項、また、広報広聴常任委員会へ、1、議会の広報広聴に関する事項、以上を付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

この際、議事の進行上、副議長と交代し、退場いたしますのでよろしくお願いいたします。

〔議長交代〕

〔議長 新家良和君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 議長の常任委員辞任について

○副議長（山村恵美子君） 日程第14、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

産業建設常任委員の新家議長から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞職したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、新家議長の常任委員辞任を許可することに決定いたしました。

これより議長と交代いたします。

〔議長 新家良和君 着席〕

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第1 議案第70号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 追加日程第1、議案第70号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第70号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第70号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、三次市監査委員、岡田美津子氏の任期が令和2年4月17日をもって満了したことに伴い、新たに竹原孝剛氏を同委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は議員の任期によることとなっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本案は先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号はこれに同意することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 4時43分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月15日

三次市議会臨時議長 新家良和

三次市議会臨時議長 大森俊和

三次市議会議長 新家良和

三次市議会副議長 山村恵美子

会議録署名議員 重信好範

会議録署名議員 山田真一郎